企業デジタルアイデンティティマネージメント（DIM）WG

報告書

平成 25 年 6 月

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

はじめに

インターネットは今や電気、水道、ガス、電話に並ぶ社会インフラとなり、なくてはならない存在となっている。さらに、人や企業の活動する空間（領域）としても、陸、海、空（宇宙）という実空間に並ぶ空間として、その重要性が急激に高まっている。

一方、このインターネット空間が、実空間と同様に快適で安全に人や企業が活動できる空間かというと、残念ながら活動するに必要な環境が整っているとは言い切れない状況である。実際、インターネット空間ではなりすましやフィッシング詐欺等が多く発生している。このことは、個人であっても企業であっても、実空間において活動するときに実施している相手を特定または心象化（イメージ）するための環境がインターネット空間に整備されていないことが原因である。ビジネスにおいてインターネット空間の重要性が増すにつれ、諸外国では企業の特定または心象化するための環境整備への取り組みが始められている。

欧州では、“欧州議会および欧州域内市場における電子取引の電子識別、信頼サービスに関する理事会の規制に関する提案”(Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market)において、電子取引等でオンラインでいつでも無償で相手を確認、認証する環境を提供するべきであると明記され、検討が進んでいる。

JIPDEC では、“個人情報の安心安全な管理に向けた社会制度・基盤の研究会”を 2011 年度に設置し、自然人について相手の確認・認証と個人情報保護に関する研究を開始した。

2012 年度は、企業の特定または心象化に関する検討（企業デジタルアイデンティティ(以下、企業 DI)とその企業 DI に 信頼、実用性、継続性などを与える仕組み（以下、企業 DIM)に関する検討)のためのWG(以下、企業 DIM WG)を新たに設置した。

本報告書は、企業 DIM WG の検討成果として、企業を特定または心象化するための基本的な企業 DI とそのマネージメントの要件を提言としてまとめたものである。

目次

1 企業デジタルアイデンティティに関する検討 WG について 1
1.1 背景: 1
1.2 検討 WG の目的 1
2 企業のデジタルアイデンティティとは 2
2.1 企業のアイデンティティ情報 2
2.2 企業の属性情報の真正性 3
2.3 企業の識別子 4
2.4 まとめ 5
3 インターネット時代の企業の特定 7
3.1 インターネット上で企業特定に必要な要件 7
3.2 企業特定の要件に必要なマネージメントについて 8
4 諸外国における戦略 10
5 日本の現状と取るべき戦略 13
6 企業を特定できる基盤の活用 15
7 まとめ 19
8 参考 20
8.1 WG の体制 20
8.2 WG の活動記録 20

1 企業デジタルアイデンティティに関する検討 WG について

1.1 背景：

欧米主要国のみならず、アジア諸国においても、オープンデータやビックデータの有用性が議論され始めている。この議論と共に、これら情報がインターネットを介して、いつでも、どこでも、誰でもがアクセスできる状況を目指している。しかしながら、これら情報が真に有用となるには、誰の情報であるか、いつ時点の情報か、どこの地域の情報か等を特定または心象化できるかどうかが重要であると考えられる。情報を特定または心象化することができて初めて、情報の利便性向上や新たなビジネス創生、業務効率向上など多くのメリットを享受できるのである。情報を特定または心象化するための第一歩として、欧米主要国のみならずアジア諸国においては、どの企業の情報であるかを特定または心象化するため、リアルの世界だけでなくバーチャルの世界も含め企業の信頼出来る基本的な情報を提供するための環境整備を行っている。

一方、日本において、この企業を特定または心象化するための環境整備は遅れていると言わざるを得ない。このことは、昨今のグローバル化の進展、国内市場の成熟で新たなビジネスチャンスをつかむ上でも大きなハードルとなっている。加えて、企業自体を特定または心象化するための環境整備が遅れているために海外企業が日本企業の企業情報を得ることが欧米諸国に比べて容易でないことが指摘されている（日立コンサルティングの調査により）。

そこで、早急に企業を特定または心象化するための環境整備として、企業の信頼できる基本情報を提供する基盤整備が必要である。その基盤整備にあたり、第一に企業を特定または心象化するための共通的な属性情報のセット(基本的な企業デジタルアイデンティティ（以下、基本的な企業 DI）)を決める必要がある。第二に基本的な企業 DI を効率的に、また信頼できる情報として、安定的に継続して提供するためのマネージメントの方法を検討し、それらを実行していくことが重要である。

企業を特定または心象化することが簡単に行える環境を整備することで、GtoG、BtoB、BtoC においても取引の健全化、情報の到達コストが圧縮され、新たなビジネスの発展が期待される。

1.2 検討 WG の目的

本 WG では、ボーダレスなインターネット環境の普及や高度デジタル社会の進展など社会状況を考慮した上で、企業を特定または心象化するために必要な基本的な属性情報の集合で構成される基本的な企業 DI とそれを効率的に、また信頼できる情報として安定的にかつ継続して使用できるためのマネージメントの仕組みを検討し、提言をまとめることが目的である。

2 企業のデジタルアイデンティティとは

2.1 企業のアイデンティティ情報

企業を特定または心象化するにあたって、まず企業はどのように表現されているのかをまとめた。

企業は、アイデンティティ情報で表すことができ、その企業を捉える視点により異なるアイデンティティ情報[1]を有している。また、アイデンティティ情報は属性情報の集合である。つまり、企業は、複数のアイデンティティ情報を持っており、そのアイデンティティ情報はいくつかの属性情報から構成されている。それらアイデンティティをデジタルに表現したものをデジタルアイデンティティ(以下、DI)と言う。

例えば、企業Aを行政の視点で捉えた場合、企業Aのアイデンティティ情報として、

企業 A:	名称	株式会社 A
	コード	会社法人等番号　0000000xx
	住所	東京都港区六本木一丁目
	業種	製造業

となる。これを取引先の視点で捉えると、

企業 A:	名称	株式会社 A　神谷町工場
	コード	EDI の番号　　100yyzz0
	住所	東京都港区神谷町
	業種	電気機器製造

となり、消費者の視点で捉えると、

企業 A:	名称(通称)	ブランド名(○△□)
	コード	無
	住所	東京都港区六本木一丁目
	業種	家電

となる。同じ項目で捉えてもアイデンティティ情報は異なった属性情報の集合となり、図 2-1 に示すように、企業は、各々の捉える視点に応じて見え方が異なる。

---

[1] アイデンティティ管理技術解説(独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター　2012.08), http://www.ipa.go.jp/security/idm/documents/IdM_v0801.pdf ,(accessed 2013-01-18).

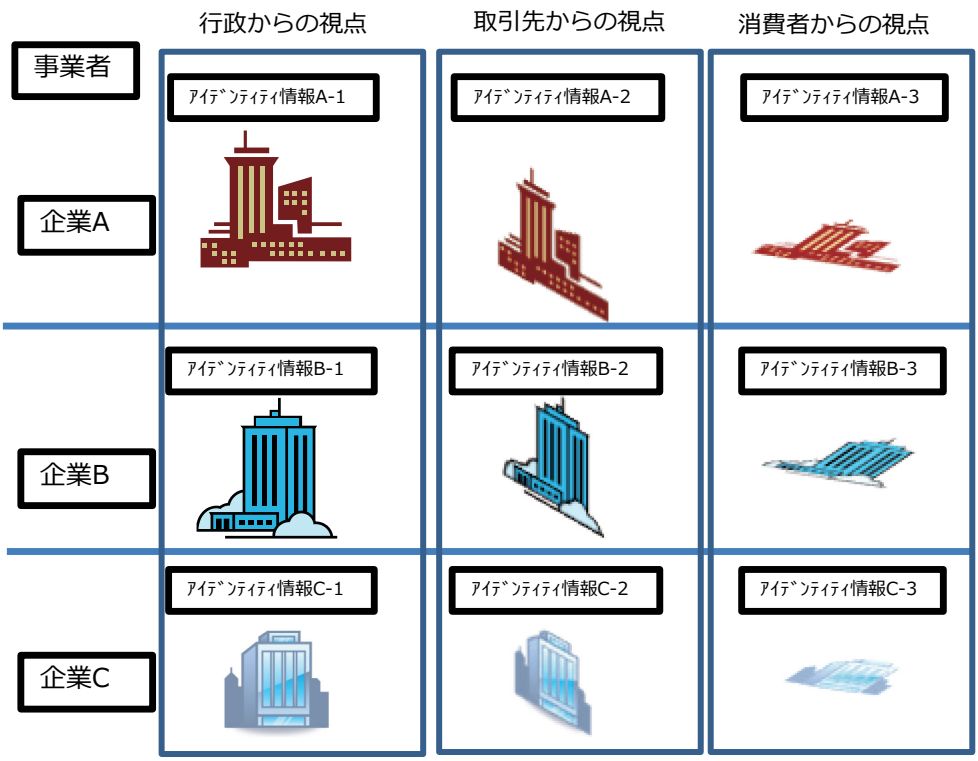

図 2-1 企業のアイデンティティの見え方

また、アイデンティティ情報の構成要素である属性情報は設立年月日などの不変のもの、名称、住所、電話番号などといったような時間軸で変化する可能性があるものがある。そこで、企業を特定または心象化するためには、いくつかの基準となる視点から捉えた属性情報の集合の基本を決める必要がある。

2.2 企業の属性情報の真正性

属性情報には、その真正性の程度により下記のように 3 つに分類することが出来る。

・権威ある源泉(Authoritative Source)からの属性情報
・検証された(Verified)属性情報
・未検証の(Unverified)属性情報

例えば、企業 A における権威ある源泉からの属性情報の例としては、

名称: 株式会社 A

（商業・法人登記情報より）
コード： 会社法人等番号　 0000000xx
（商業・法人登記情報より）
住所： 東京都港区六本木一丁目
（商業・法人登記情報より）

となる。
企業 A における検証された属性情報の例としては、

名称：　株式会社 A　神谷町工場
（EDI 登録情報より）
コード： EDI の番号　 100yyzz00
（EDI 登録情報より）
住所： 東京都港区神谷町
（EDI 登録情報より）

となる。
なお、自己申告されただけで、確認が行われていない場合、未検証の属性情報となる。

2.3 企業の識別子

企業 DI は、企業を定義する人が運用管理する範囲で、企業を一意に識別するために、識別子が付与される。例えば、行政では、手続きにより様々な識別子（コード）が振られている。

利用促進対象175手続で使用する企業(事業者)コードの調査結果

※利用促進対象手続を所管する7府省に対して調査

○ 企業コードの実態

・66手続で13種類の企業コードを使用

・企業コードの体系 → 桁数(2桁から14桁)、各桁の属性(所掌組織番号、都道府県番号、通し番号等)及び付与単位(企業単位、営業所単位)が区々となっている

府省名	名称(13種類)	申請等件数	使用手続(66手続)	桁数	コード体系
金融庁	代申会社コード	60万件	生命保険募集人登録事務等2手続	2	英字2桁　生命保険協会が発行したコード番号を使用
		16万件	損害保険募集人登録事務等2手続	2	英数字2桁　損害保険協会が発行したコード番号を使用
総務省	免許人コード	60万件	無線局再免許申請等2手続	8	ランダムな英数字
法務省	会社法人番号	220万件	商業・法人登記の申請	12	登記所番号4桁＋会社法人種別2桁＋会社法人通し番号6桁
	ユーザー名	120万件	乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可申請等2手続	8	管轄入管局コード(英字)2桁＋西暦2桁＋ユーザー通し番号5桁
財務省	利用者コード	4,832万件	入出港届等の提出、輸出入申告等11手続	5	税関コード1桁＋任意の営業所コード(英字)1桁＋任意のコード(英字)3桁 (独)通関情報処理センターが付与。通関情報処理システム使用に当たって必要
	輸出入者コード(注1)	内4,426万件	輸出入申告等4手続	5	日本輸出入者標準コード(JASTPRO((財)日本貿易関係手続簡易化協会)番号)5桁を使用
	船会社コード	内126万件	入出港届等の提出等4手続	4	米国トラック協会(NMFTA)が発行するSCACコードを使用(英数字4桁)、SCACコードを持たない船会社に対しては通関情報処理センタが同等のコードを発行し、使用(数字2桁＋英字2桁)
	航空会社コード	内109万件	入出港届等の提出等3手続	2	国際航空運送協会が割り当てる2レターコードを使用(2桁の英数字)
厚生労働省	労働保険番号	469万件	労働保険事務の処理の委託等5手続	14	都道府県符号2桁＋所掌1桁＋管轄番号2桁＋基幹番号6桁＋枝番号3桁
	雇用保険適用事業所番号	161万件	雇用保険被保険者資格取得届等17手続	11	安定所番号4桁＋事業者一連番号6桁＋チェックデジット1桁
	社会保険事業所整理記号、事業所番号	7,159万件	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等17手続	13	都道府県符号2桁＋郡市区符号2桁－事業所記号(カナ・英数字)4桁＋事業所番号5桁
	輸出入者番号(符号)(注2)	186万件	食品等の輸入の届出	5	日本輸出入者標準コード(JASTPRO((財)日本貿易関係手続簡易化協会)番号)5桁を使用
農林水産省	荷受人番号(符号)(注3)	54万件	指定検疫物の輸入届出等2手続		
経済産業省	事業所番号	47万件	経済産業省生産動態統計調査等3手続	10	都道府県番号2桁＋事業所コード7桁＋チェックデジット1桁
	識別番号	254万件	工業所有権出願関連手続	9	申請人区分1桁＋西暦2桁＋一連番号5桁＋チェックデジット1桁

※申請等件数は平成17年度行政手続オンライン化法第10条公表結果から作成
※(注1)、(注2)及び(注3)の名称は異なるが、同一のもの。

電子政府評価委員会(第4回 H18-11-06)資料1より

図 2-2 行政手続きにおける企業コード例[2]

識別子は、一意の情報であるため、識別子をキーに企業を特定することが出来、また識別子からそのアイデンティティ情報を形成する属性情報を確認することが出来る。現状、コンピュータ上においては企業の特定または心象化するために、情報の中に企業を一意に特定可能とする共通の識別子(例えば、企業の法的実在を示す商業・法人登記の会社法人等番号)が含まれていれば容易に行える。一般に、識別子は英数字等の羅列でしかなく、それ自体に意味を持っていないため、コンピュータにおいては、共通の識別子で企業を特定するのは苦もないことである。しかし、人間社会においては、企業を心象化するにあたり、識別子ではそれ自体意味を持たず理解しにくいので、名称や住所などを使うのが一般的である。

2.4 まとめ

企業は複数の企業 DI を有しており、同一の企業の情報かどうかを判断するために

[2] 利用促進対象175手続で使用する企業(事業者)コードの調査結果(総務省行政管理局), http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densihyouka/dai4/siryou1.pdf ,(accessed 2013-01-18).

は、特定するための属性情報の集合、基本的な企業 DI を決める必要がある。基本的な企業 DI は、いくつかの視点から捉えた属性情報の集合の基本を決める必要がある。

3 インターネット時代の企業の特定

3.1 インターネット上で企業特定に必要な要件

2 章で述べたように、企業には複数のアイデンティティがあり、アイデンティティ情報は捉え方により異なる属性情報の集合となっている。

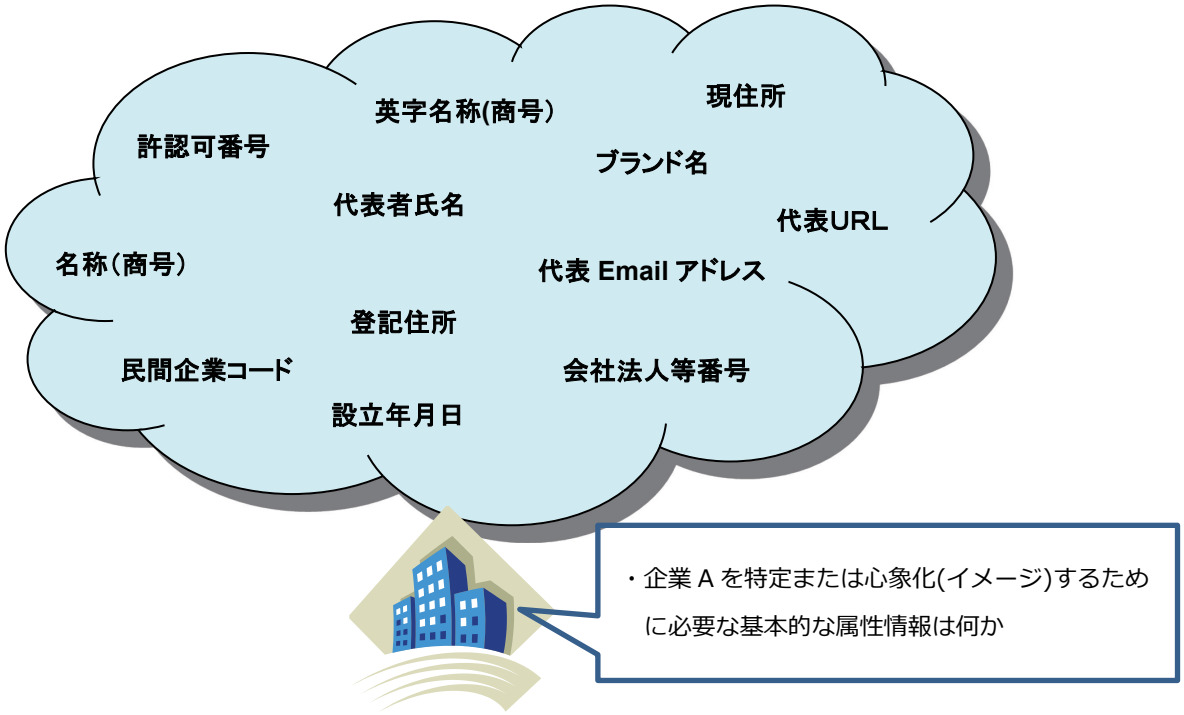

図 4.1 企業 A のアイデンティティ情報

企業 DIMWG では、現在利用されている属性情報を活かし、インターネット空間で企業を特定するための最低限の属性情報の検討を行った。企業を特定するための最低限の属性情報は次の要件を満たす必要がある。それらの情報の信頼性や入手しやすさなどの観点からどのような情報源から得た情報とするかの検討を実施した。

第一の要件: 最低限の属性情報
第二の要件: インターネット空間に対応
第三の要件: 現在利用されている属性情報

インターネット空間で企業を特定するためには、名称、住所、企業コード等、現実の世界で企業を特定するために必須の情報とバーチャルの世界での基本情報である英字名称、E-mail アドレス、URL 等とが結びついている必要がある。

3.2 企業特定の要件に必要なマネージメントについて

インターネットの特性は、距離や時間の障壁がなく、ボーダレスでもあると共に機械処理との整合性が良いこと等がある。例えば、常時アクセス可能や機械判読可能等といったことが必須要件となっている。そのため、企業を特定または心象化するにあたって、十分な利便性を持たせつつ、その信頼性を維持向上させながら、長期にわたり安定的に運営する仕組み（マネージメント）が重要である。

このマネージメントは、

・品質の維持

・運営の維持

の 2 つの面を有している。

このマネージメントの要件を次にまとめる。

(1) 企業 DI 提供の公正中立な運営

第三者機関が運営することで、公平に情報を提供することが出来る。

(2) 基本的な DI を構成する各属性情報の由来もとの表示と由来もと情報へアクセス可能なこと

基本的な DI を構成する属性情報が信頼できる情報として扱うためには、どのように確認したか、どの情報に基づいているか、由来もと情報にアクセスが出来るか等が分かる必要がある。由来もと情報が、権威ある源泉からの情報なのか、検証された情報なのか、それとも自己申告の情報なのかが分かることで、その情報が信頼できるかどうかを確認することが出来る。

(3) タイムリーな情報更新と履歴の表示

更新を行い常に鮮度の高い情報を提供し続けないと、その情報が陳腐化してしまう。また、履歴情報を表示することで、旧社名から現在の社名・合併先を調べることが出来る。

(4) 情報改ざんなどに対して安全性が保たれていること

信頼できる情報として扱うために、情報改ざん、不正アクセス等に対して、情報セキュリティの配慮を行う必要がある。JIS Q 27002 には、情報の機密性、完全性、可用性を維持することと定義されている

・機密性

アクセス権を持つ者だけが、情報にアクセスできることを確実にすること。

・完全性
情報および処理方法が正確であることおよび完全であることを保護すること。
・可用性
認可された利用者が、必要なときに、情報および関連する資産にアクセスできることを確実にすること。

基本的な企業 DI を提供するサービスの利便性を考えた場合、求められる要件を次にまとめる。

(1) 機械的な判読が可能な情報形式での提供
機械判読が可能であれば、企業情報をそのまま解析ツールで利用したり、企業情報を使ったサービスに利用ができるが、PDF やイメージ画像で公開された情報では整理・加工する時間に必要である。機械判読が可能であれば、その分をサービス創出に力を入れることが出来る。ただし、不正利用されない仕組み等、具体的な運用方法については検討が必要である。

(2) 二次利用可能
二次利用可能な形で情報提供することで、情報の加工、整理等の中で新ビジネス創出や業務効率化等が行われると考えられる。ただし、権利を害する恐れのある情報については課題の検討・整理する必要がある。

(3) 英字表記
海外の企業が日本の企業情報を閲覧する際に、どの項目に何が書かれているか分かるように、英字で書かれていることが重要である。ただし、英字で書く内容が不統一にならないよう、標準的な表記を定めたガイドライン等を今後まとめる必要がある。

(4) 企業 DI データベースへの 24 時間アクセス可能
海外の企業が日本の企業情報を閲覧する際には時差の関係上、24 時間アクセス可能である必要がある。

(5) データの一括提供
完全な情報のセットとして提供する方法を持つ必要がある。ただし、一括提供する際には、使用用途等の審査を行う等、一括提供する対象について検討することが必要である。

4 諸外国における戦略

かつて多くの国において、実世界のビジネスで企業を特定しようとした場合、弁護士による意見書など多くの手間と費用が掛かることが一般的であった。一方、日本においては、企業の特定に使用する信頼性の高い企業情報を低コストで提供することに資する商業・法人登記制度が諸外国に比較しても早期から運用され、ビジネス活動における企業特定を低コスト、安全かつ迅速に行うことができ、その効果は大変大きかった。

今日、欧米各国やアジアの主要国では、企業特定のニーズをインターネット社会に適する形で実現すべく基盤の整備を進めている。具体的には、このような基盤により表4-1のような企業コード、名称、所在地のほか、URL、E-mailアドレス、設立年月日等の情報を常時アクセス可能かつ機械判読可能な形で無償で提供しており、インターネット空間でのビジネス活動の支援を行っている。例えば、ベルギーでは、オンラインで企業コード、企業名称、所在地に関する情報を提供する以外にも、企業がその国で活動しているかどうか等の状況や会社形態、設立日、URL、E-mail アドレス、電話番号などの属性情報が基本的な企業情報として提供されている。

表 4-1 海外の基本的なDIの項目[3]

対象国	コード名称		企業コード	企業名称	所在地	状況	会社形態	設立日	Webアドレス	E-mail	電話番号	その他
ベルギー	Enterprise Number		○	○	○	○	○	○	○	○	○	代表者、事業所番号**など**
オランダ	KVK Number		○	○	○	○						
フィンランド	Business ID		○	○	○	○	○	○	○		○	使用言語など
ノルウェー	Organisation Number		○	○	○	○	○	○	○	○	○	連絡先担当者など
デンマーク	CVR Number		○	○	○	○	○			○	○	就業者数、広告の保護など
スウェーデン	Organisation Number		○	○	○	○						
シンガポール	UEN		○	○	○	○						総会開催日など
中国	組織機構コード		○	○	○		○					有効期限、発行単位など
タイ	Registration Number		○	○	○	○						
インド	Company Identification Number		○	○	○	○	○	○		○		最終株主会開催日など
米国	Entity Number/File Number※1		○	○	○※1	○※1	○※1	○※1				Registered Agentの名称と住所など※1
日本	商業・法人登記/会社法人等番号		×	×	×							取得するにはコード、名称、所在地(登記)のうちいずれか2つ必要

※1:米国は州によってコードの名称や無償で開示されている情報項目が異なる

法務省のシステム改訂により名称からの検索が可能になった。

[3] 日立総合計画研究所の資料などを基に日立コンサルティング作成　第1回企業DIMWG資料

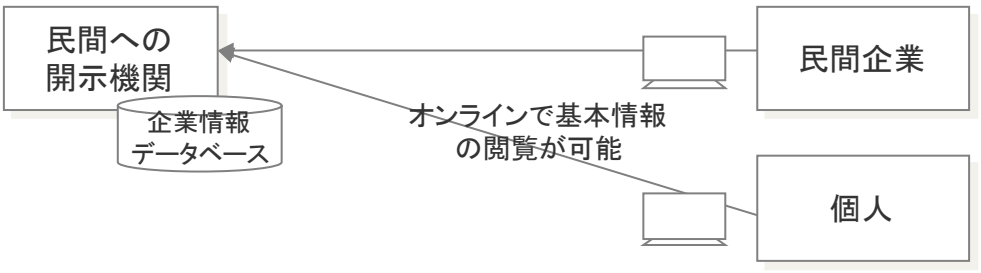

図 4-1 企業 DI の閲覧方法

また、オンラインでの提供以外にも企業のアイデンティティ情報を機械判読可能かつ 2 次利用が容易なデータセットでの提供等使いやすい形で情報が提供されている。また公開対象の項目も全項目に拡大する動きが見られる。データセットで提供している国は欧州では、ベルギー、オランダ、フィンランド、ノルウェー、デンマーク、スウェーデンで提供され、アジアでもシンガポール、タイで提供されている。諸外国ではそれらの情報を使い、GtoG では、政府機関情報共有として利用、GtoBtoB では、地図と企業情報を連携させるサービスでの利用、BtoB では、取引先情報の情報管理等に利用し、新たなサービスの創出を行っている。

公開ステータス	対象国	備考	公開対象項目	
			一部項目	全項目
公開済み	ニュージーランド	登記情報の全項目を公開済み		○
	ノルウェー	2012年に公開	○	
	デンマーク	今後公開対象を全項目に拡大予定	○ ⇨	○
	イギリス	2012年に公開	○	
	アイルランド	ー	○	
	チェコ	ー	○	
	米国の一部の州	フロリダ州、バーモント州、アリゾナ州などで公開	○	
公開準備中	ベルギー	公開に向けて法律の改正中	○	

図 4-2 企業情報の提供の変化

このような欧米各国やアジアの主要国での取り組みは、購買のグローバル化、製造のグローバル化、市場のグローバル化というビジネスの現状において、国として企業の法的な特定の面からビジネス活動を支援し、インターネット空間でのビジネスを優位に

運ぶための国家戦略の一つとしてみなすことができる。

分類	ユースケース		領域	概要	対象国 欧州 BEL	NET	FIN	NOR	DEN	SWE	アジア SIN	CHI	THA	IND
Ⅰ.企業情報の提供	Ⅰ-1	基本情報民間開示	GtoB	企業の基本情報をオンラインで無償で閲覧できるサービス	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	Ⅰ-2	詳細情報有償提供	GtoB	財務諸表など企業の詳細情報を有償で提供するサービス	○	○	○	○	○	○	○			
	Ⅰ-3	基本情報のデータセット提供	GtoB	民間企業が2次利用し易いように、企業情報をファイルで販売するサービス	○	○	○	○	○	○	○		○	
	Ⅰ-4	政府機関企業情報共有	GtoG	政府機関が発行・管理する企業情報を、その他の政府機関と共有するサービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
Ⅱ.企業情報の管理・集約	Ⅱ-1	統合土地情報サービス	GtoB	企業コードを入力することにより、企業情報を地図上に表示させるサービス							○			
	Ⅱ-2	信用情報の集約・管理・販売	GtoBtoB GtoBtoB	企業の信用情報を政府機関が付番する企業コードで集約・管理・販売	○	○	○	○	○	○				
	Ⅱ-3	取引先企業の情報管理	BtoB	企業は政府機関が付番する企業コードで取引先企業の情報を管理	○	○	○	○	○	○				
	Ⅱ-4	取引の透明化（インボイスなど）	BtoBtoG	企業間取引のインボイスなどの書類（電子含）に企業コードを記載させ管理	○	○	○	○	○	○				

※ ベルギー(BEL),オランダ(NET),フィンランド(FIN),ノルウェー(NOR),デンマーク(DEN),スウェーデン(SWE),シンガポール(SIN),中国(CHI),タイ(THA),インド(IND)
※ ○が記載されていない国ではこれらのユースケースについて確認されていないという意味であり、サービスが提供されていないという意味ではない。

分類	ユースケース		領域	概要	対象国 欧州 BEL	NET	FIN	NOR	DEN	SWE	アジア SIN	CHI	THA	IND
Ⅲ.企業情報の更新・登録	Ⅲ-1	企業情報のオンライン更新	GtoB	企業情報をオンラインで更新を可能にするサービス	○		○	○	○	○				
	Ⅲ-2	定期報告資料のオンライン提出	GtoB	年次会計報告書提出をオンライン提出で提出	○	○	○	○						
Ⅳ.手続き情報のバックオフィス連携	Ⅳ-1	起業手続き申請情報の連携	GtoG	起業時の申請手続き情報が、VATなどその他の政府機関への申請手続きに連携されるサービス			○	○						
	Ⅳ-2	寄付金自動控除	GtoG	寄付する際に企業コードを登録することで、申告の手続きなしに自動で税金の控除を受けられるサービス							○			
	Ⅳ-3	物品サービス税情報の連携	GtoB	税関から財務省に物品サービス税を報告する際に企業コードを利用して政府機関間の情報連携を効率化するサービス							○			
	Ⅳ-4	住民登録情報の更新連携	GtoB	取締役の住所などが住民登録機関で更新された際には、その情報が企業情報管理機関へ連携されるサービス	○	○	○							

※ Ⅳ-4は国民番号を活用したユースケースのため詳細分析は対象外
※ ○が記載されていない国ではこれらのユースケースについて確認されていないという意味であり、サービスが提供されていないという意味ではない。

図 4-3 海外の企業 DI を使ったサービス[4]

4 日立総合計画研究所の資料などを基に日立コンサルティング作成 第 1 回企業 DIMWG 資料

5 日本の現状と取るべき戦略

日本においてもインターネット空間で企業特定のための基盤整備を早急に行う必要がある。その要件は 3 章で述べた通り、次の要件が必要である。

第一の要件： 最低限の属性情報
第二の要件： インターネット空間に対応
第三の要件： 現在利用されている属性情報

それらの要件を満たす際に有効なものとして、幸いにも、日本では、商業・法人登記制度が運用されており、その結果、実世界でのビジネスの活動で必須の企業特定が低コスト、安全かつ迅速に行うことができている。商業・法人登記制度は、会社等に関する取引上重要な一定の事項（商号・名称、所在地、代表者の氏名等）を、法務局の登記官が専門的な見地から審査した上で、コンピュータに記録し、その記録を一般の方に公開することによって、会社等の信用維持を図るとともに、取引の相手方が安心して取引できるようにすることを目的にした制度である。取引の安全を重視する商法の世界において、取引の相手がどのようなものか調べる便宜のために、あらかじめ一定の公示しておく機能を有している。

商業・法人登記の登記事項の例
・会社法人等番号
・名称（商号）
・主たる事務所
・法人設立の日
・目的等
・役員に関する事項
・資本金の額
・発行可能株式総数
・等

日本において、インターネット空間で企業を特定するための基盤の構築は、この商業・法人登記からの信頼出来る企業の基本情報（会社法人等番号、名称、所在地等）を活用し、民間の有する諸情報と連携させることで実現可能である。

具体的には、第一の要件は、名称、住所が相当し、それらの属性情報としては、権威ある源泉である商業法人登記からの情報が信頼性、入手性の点からも望ましい。商業法人登記情報を利用すると、法的実在をも確認することができる利点がある。さらに、

商業・会社法人等番号、設立年月日を使うことにより、企業を特定することが出来るようになる。。ただし、商業・法人登記に登記されている住所と実際にビジネスを行っている住所とが異なっていることも多々あるため、商業・法人登記の住所に加えて、現住所、代表電話番号が基本的な属性情報として必要である。

第二の要件は、基本的な属性情報として、ボーダレスな環境であることなどから、英字名称、E-mail アドレス、URL とした。

第三の要件としては、一定の認知を受けた民間の企業コード（TDB 企業コード、TSR 企業コード等）が企業特定などに使用されており、業務プロセスに組み込まれるなどで利用されているため、基本属性情報とした。

法人として登記されている企業の基本的なデジタルアイデンティティを表 5-1 に示す。

表 5-1 基本的な企業 DI の要素

	概要	属性情報	選択理由
基本的な企業 DI	核となる属性情報	会社法人等番号	法的実在の確認、権威ある源泉からの属性情報。
		名称（商号）	
		登記住所	
		設立年月日	
	核となる属性情報と紐づくことで有用になる情報	英字名称（商号）	インターネット空間における属性情報
		代表 E-mail アドレス	
		代表 URL	
		代表電話番号	事業所としての物理的な実在の確認に必要な属性情報
		現在所（主に事業を行っている）	
		民間企業コード	企業を一意に識別するために、利用が行われている属性情報

上記の基本的な企業 DI を持った基盤を実現する方法は多様である。たとえば、商業法人登記の基本情報をインターネットの特性を活かした形で提供し、民間側で、この信頼出来る企業の基本情報とバーチャルの世界での基本情報である英字名称、E-mail アドレス、URL 等とを結びつける方向で基盤を構築することが考えられる。この方法は国による費用負担をほとんど要さず、極めて迅速に実現できる可能性がある。

6 企業を特定できる基盤の活用

上記の基盤が整備されることで、次のような効果が出てくる。

(1)国際取引

国際取引において、日本はアジア諸国と比べ、海外の企業が日本の企業を特定するための情報を得るコストが高いと言われている(日立コンサルティングの調査による)。このことは、グローバル化により生き残りを図っている中小企業にとって大きな障害であり、インターネット上の企業特定のための基盤が出来ることでこの障害を払しょくできる可能性が出てくる。

(2)越境 EC

インターネットを介した BtoB-EC 市場規模は、171 兆 4,070 億円であり、これまで大きな伸びを示している。また、国内に拠点を置いたまま、EC サイトを海外向けに構築し販売する越境 EC と呼ばれる海外から日本の EC 市場での購買も拡大してきている。越境 EC 市場の規模は、日本、中国、米国間の越境 EC 市場規模(2011)が、3,551 億円、越境 EC 市場規模のポテンシャルは、最大 4 兆 6,255 億円と言われている。この EC において、課題は相手企業を特定することが出来るか否か(なりすまし防止やフィッシング対策等)であり、このインターネット上の企業特定基盤は大きな威力を発揮すると考えられる。また、現在の EC 環境においては、インターネット空間で必要とされる環境整備がなされている国が、ビジネス活動の場として選ばれ、結果としてビジネス活動の中心となっていくという変化が進行中である。たとえば、従来は設置場所を選ばないと考えられていたデータセンターにおいて、EU がデータセンターに関する行動規範を先駆けて整備した結果、EU にデータセンターが集まってきている。このような流れの一環で各国はインターネット上の企業を特定する基盤整備を進めている。わが国もインターネット社会における国際競争戦略の一つとして企業情報基盤についても対応する必要がある。

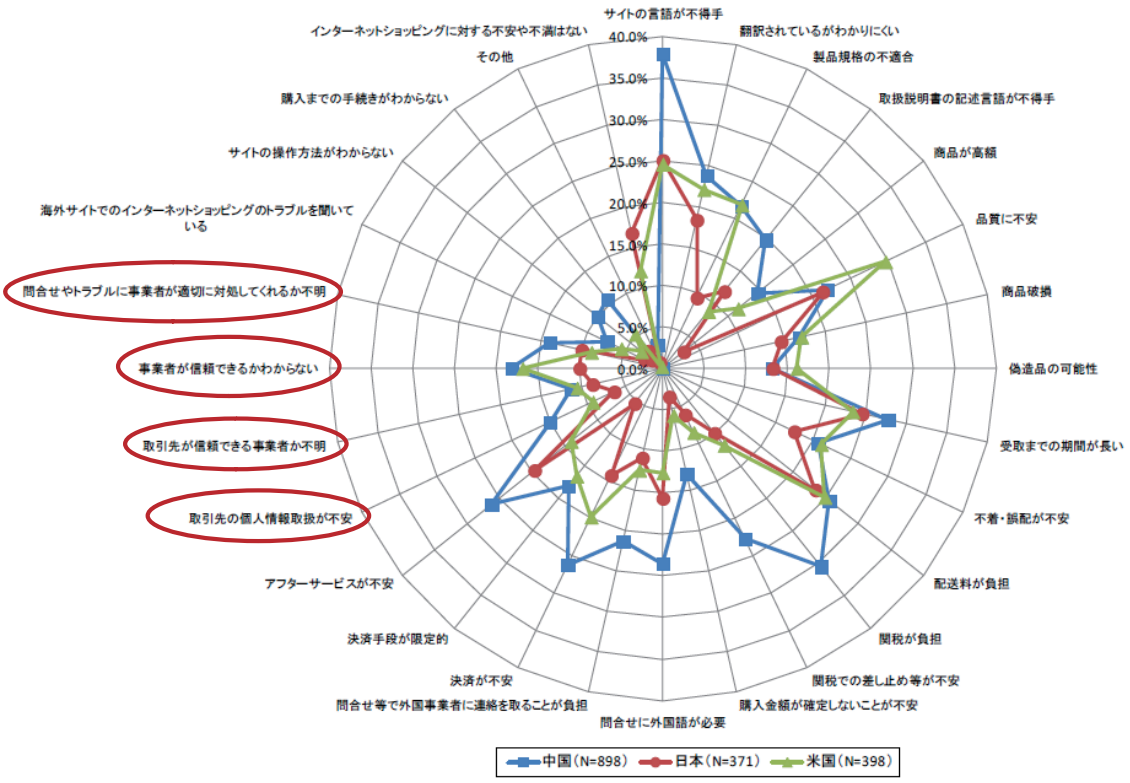

図 6-1 越境 EC 利用上の不安・不便[5]

(3)行政機関による公開情報

行政機関が暴力団関係企業の通報や入札資格停止事業者などの処分情報を発信するのに、企業を特定できる情報と紐付けることが簡単にできるようになり、取引の安全が保たれる。

表 6-1 行政情報一覧

行政情報	内容	備考
事業者のあっせん	横浜市介護保険住宅改修受領委任払い取扱事業者名簿[6]	泉区の約 90 事業所を記載
許可、認可、免許事業者	宅地建物取引業者（免許）検索(東京都)[7]	財団法人不動産適正取引推進機構が、国と都

[5]平成 23 年度我が国情報経済社会における基盤整備(電子商取引に関する市場調査)報告書－平成 24 年 2 月 経済産業省－より引用

[6] 横浜市介護保険住宅改修受領委任払い取扱事業者名, http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/kyoutuu/juukai/izumi.pdf, (accessed 2013-01-18)

[7] 宅地建物取引業者（免許）検索,http://www.takken.metro.tokyo.jp/,(accessed 2013-01-18)

		道府県からの委託を受けて運営。
	東京都指定給水装置工事事業者名簿[8]	東京都 23 区の約 3,000 事業者を記載
入札資格停止事業者	福岡県の指名停止等一覧の公表サイト[9]	現在、指名停止 2 事業者、排除 20 事業者
	大阪府入札参加除外措置一覧表[10]	現在、20 事業者を記載 所在地は市区まで
	大阪府入札参加停止措置一覧表(物品・委託役務関係)[11]	現在、25 事業者を記載 所在地は市区まで
暴排命令事業者	福岡県警[12]	現在は、通報事業者なし
	神奈川県[13]	現在は、対象事業者なし

[8]東京都指定給水装置工事事業者名簿 http://www.retio.or.jp/outline/index.html, (accessed 2013-01-18)

[9]福岡県の指名停止等一覧の公表サイ, http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f14/bohai.html

[10]大阪府入札参加除外措置一覧表, http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/youkou/jyogai_itiran.pdf

[11]大阪府入札参加停止措置一覧表(物品・委託役務関係), http://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/egovwww/jsp/KJSR5711.jsp

[12] 暴力団関係の通報について, http://www.police.pref.fukuoka.jp/boutai/sotai/tuho_2.html

[13] 暴力団排除に関連した、指名停止等措置、排除措置の情報 , http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p327912.html

横浜市介護保険住宅改修受領委任払い取扱事業者名簿　（平成24年10月3日現在）　【泉区】

住宅改修登録番号	事業所					申請者	
	事業所名	住所	連絡先　電話番号 連絡先　ＦＡＸ番号 営業時間 休業日	従業員数 建築士1級	建築士2級	名称 代表者氏名	住所
	事業所ホームページ（URL）						
1011	三井ホームリモデリング㈱緑園店	〒245-0002 横浜市泉区緑園１－２－１ オーシャンヒルズ緑園１Ｆ	810-5631 810-5632 １０：００～１８：００ 水曜日	242 8	23	三井ホームリモデリング㈱ 萩原　誠	〒162-0825 東京都新宿区神楽坂１－１５
	http://www.mitsui-reform.com/						
1013	相鉄ホーム㈱	〒245-0002 横浜市泉区緑園３－２－８ アーカス３Ｆ	812-7158 812-2405 ９：３０～１８：００ 水曜日	24 2	6	相鉄ホーム㈱ 齋藤　英三郎	〒245-0002 横浜市泉区緑園３－２－８ アーカス３Ｆ
	http://www.sotetsu-home.co.jp						
226	㈱トヨタホームテクノ快創工房横浜	〒245-0003 横浜市泉区岡津町２４１５	0120-155-689 03-3237-7288 １０：００～１８：００	16 1	5	㈱トヨタホームテクノ 森田　恵	〒231-0821 横浜市中区本牧原１－５ トヨタカレリア２階
	http://www.kaiso-kobo.com/						
1014	㈲システムショップあきもと	〒245-0003 横浜市泉区岡津町１０６５－４	812-5623 812-5883 ８：００～１８：００ 日曜日及び祝日	2		㈲システムショップあきもと 秋元　国男	〒245-0003 横浜市泉区岡津町１０６５－４
1015	㈲伊藤好建築	〒245-0003 横浜市泉区岡津町２１６５－２	813-9309 811-7501 ８：００～１８：００ 日曜日及び祝日	6		㈲伊藤好建築 伊藤　好男	〒245-0003 横浜市泉区岡津町２１６５－２

1 / 18 ページ

図 6-2 横浜市介護保険住宅改修受領委任払い取扱事業者名簿

例えば、横浜市介護保険住宅改修受領委任払い取扱事業者名簿の場合、事業者名や住所、営業時間等の情報が公開されている。しかし、これら発信情報には、事業者を一意に特定可能とするコード（例えば、会社法人等番号）が含まれていないのが現状である。これらの情報に対して、基本的な企業DIを使用して、事業者を心象化することにより法的実在の担保による取引先としての安心や他の行政機関、企業との情報連携がしやすくなり、情報の利便性向上や価値向上等が見込める。

なお、このような基盤が整備されていればオープンデータ戦略の下で企業関連情報を活用する際に威力を発揮すると考えられる。

以上の通り、社会基盤として、基本的な DI を効率的に、また信頼できる情報として使用できるように安定的に提供することは、現社会でのビジネス活動のみならず住民生活においても必要不可欠のものと考える。

7 まとめ

企業 DIMWG においては、インターネット環境を含め、社会状況を考慮した上で、企業を特定または心象化するための環境を整備していくために、基本的企業 DI および、その DI のマネージメントについて検討を行った。

企業 DIMWG での検討を通して、商業法人登記制度の有用性をインターネット環境に拡張することが必要であり、そのための基盤整備を迅速に行うことが官民連携の下で可能であるとの認識が得られた。

具体的には、国側で、商業・法人登記からの信頼出来る企業の基本情報をインターネットの特性を活かした形で提供し、民間側で、この信頼出来る企業の基本情報とバーチャルの世界での基本情報である英字名称、E-mail アドレス、URL 等とを結びつける方向で基盤を構築することで、国による費用負担をほとんど要さずにこのような環境が極めて迅速に実現できると考えられる。そのためには、商業・法人登記からの信頼出来る企業の基本情報（会社法人等番号、名称、所在地等）をインターネットの特性を活かした形で、かつ無償で公開されることが望まれる。また民間側では、インターネット環境における基本情報を集めること、それを連携させること、それを公開する仕組みを整備することが望まれる。なお、このようにして構築されたサービスは諸外国の事例と同様、可能な限り無償で提供されることが望ましい。

8 参考

8.1 WG の体制

企業 DIMWG の体制は表 8-1 の通りである。

表 8-1 企業 DIMWG の体制

主査	手塚 悟	東京工科大学
委員	柴田 美樹	東京都
委員	永山 徳雄	株式会社 東京商工リサーチ
委員	新妻 継良	株式会社 日立製作所
委員	早貸 淳子	一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
委員	横倉 恒太	株式会社 帝国データバンク
委員	小林 正彦	一般財団法人日本情報経済社会推進協会

8.2 WG の活動記録

企業 DIMWG は 5 回開催した。

表 8-2 WG の活動記録

活動日	活動項目	活動場所
2012 年 9 月 5 日	第一回企業 DIMWG	六本木ファーストビル一階 JIPDEC 内 第二会議室
2012 年 10 月 15 日	第二回企業 DIMWG	六本木ファーストビル一階 JIPDEC 内 第二会議室
2012 年 11 月 19 日	第三回企業 DIMWG	六本木ファーストビル一階 JIPDEC 内 第一会議室
2012 年 12 月 17 日	第四回企業 DIMWG	六本木ファーストビル一階 JIPDEC 内 第一会議室
2013 年 1 月 24 日	第五回企業 DIMWG	六本木ファーストビル一階 JIPDEC 内 第三会議室